

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2023 年 6 月 23 日号 (No.400)

I. 重要法令等の解説

1. 「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第一版）」
2. 「商用暗号管理条例（改正）」

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：江口 拓哉

II. 注目法令等の紹介

1. 「ネットワーク安全標準プラクティスガイドー
ネットワークデータ安全リスク評価実施手引き」
2. 「ヒト遺伝資源管理条例実施細則」

III. その他の法令等一覧

I. 重要法令等の解説

1. 「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン（第一版）」¹

国家インターネット情報弁公室 2023 年 5 月 30 日公布、同年 6 月 1 日施行

執筆担当：崔 俊、上村 莉愛、井村 俊介

本ガイドラインは、個人情報域外移転標準契約（以下「標準契約」という。）の届出の実務運用の開始に向け、標準契約の締結が必要となり得る「個人情報の域外移転」の範囲を明確化し、標準契約の届出に関する具体的な必要資料を明らかにした。

●「個人情報の域外移転」の明確化

①個人情報取扱者が域内において運営する中で収集、生成した個人情報を域外に伝送・保存する場合、②個人情報取扱者が収集、生成した個人情報を域内で保存するが、域外の機構等がアクセスできる場合等が、「個人情報の域外移転」に該当する。

●具体的な届出資料の明確化

標準契約の届出の必要資料が具体的に列挙された。また、必要資料のうち、「担当者授權委任状」、「確約書」、「個人情報域外移転標準契約」²及び「個人情報域外移転保護影響評価報告」の雛形が公表された。

2023 年 6 月 1 日に施行された「個人情報域外移転標準契約規則」³により、個人情報域外移転標準契約の届出の具体的な内容が明らかになり、今後、個人情報域外移転標準契約の届出の実務も動き始めると予想されていたところ、国家インターネット情報

¹ 原文「个人信息出境标准合同备案指南（第一版）」。なお、将来的に、適宜、追記修正されることが想定されているため、第一版とされているものと思われる。

² 「個人情報域外移転標準契約規則」における付属文書（標準契約の雛形）と一致している。

³ [本ニュースレターNo.394（2023年3月10日発行）](#)をご参照。

中国最新法令 < 速報 >

弁公室が、当該実務に関するガイドラインとして、「個人情報域外移転標準契約の届出ガイドライン（第一版）」（以下「本ガイドライン」という。）を公表した⁴。

(1) 「個人情報の域外移転」の定義の明確化

「個人情報域外移転標準契約規則」4条では、個人情報取扱者が標準契約を締結する方式により域外に個人情報を提供する（個人情報の域外移転）場合に満たすべき要件を定めており、7条では標準契約が発効した10日以内の届出を要求している。本ガイドラインでは、標準契約を締結する場合に満たすべき要件について同規則の内容を踏襲しつつ、個人情報の域外移転に該当する行為を以下のとおり明確にした（1条4項）。

- ① 個人情報取扱者が域内において運営する中で収集、生成した個人情報を域外に伝送し、保存する場合
- ② 個人情報取扱者が収集、生成した個人情報を域内に保存し、域外の機構、組織又は個人が照会、徴求（原文は「調取」、ダウンロード、エクスポートすることができる場合
- ③ 国家インターネット情報弁公室が定めるその他の個人情報の域外移転行為

(2) 届出資料の明確化

本ガイドラインでは、標準契約の届出時の必要資料が具体的に列挙された（3条1項）。「個人情報域外移転標準契約規則」7条に規定されている資料との比較は、以下のとおりである。

「個人情報域外移転標準契約規則」7条	本ガイドライン3条1項
標準契約	標準契約
個人情報保護影響評価報告	個人情報保護影響評価報告
	統一社会信用コード証明書の写し 法定代表者の身分証明書の写し 担当者の身分証明書の写し 担当者授權委任状 確約書

(3) 「担当者授權委任状」、「確約書」及び「個人情報域外移転保護影響評価報告」の雛形の提供

本ガイドラインでは、上記必要資料のうち、「担当者授權委任状」、「確約書」及び「個人情報域外移転保護影響評価報告」の雛形が公表された。

⁴ なお、本ガイドラインは、実務上の指針を示すガイドラインであり法的拘束力を有しないものの、データ域外移転安全評価の申告等の場面で参照され、本ガイドラインに則った実務運用がなされることが想定される。

中国最新法令〈速報〉

「確約書」の雛形において、(1) 届出資料のあらゆる内容は、真実、完全、正確及び有効であること、(2) 数量分割等の手段は講じられておらず、法に従い域外移転安全評価に合格することが必要となる個人情報、標準契約を締結する方式により域外に提供されていないこと、(3) 個人情報保護影響評価業務は、届出日前の3か月以内に完成したものであり、かつ届出日現在まで重大な変化を生じていないこと等を確約する旨が定められている（付属文書3）。

また、「個人情報域外移転保護影響評価報告」は、「評価業務の概要」、「域外移転行為の全体的状況」、「予定している域外移転行為の影響評価の状況」及び「域外移転行為の影響評価の結論」という4つの項目で構成される（付属文書5）。なお、「予定している域外移転行為の影響評価の状況」においては、「個人情報域外移転標準契約規則」5条に定める影響評価の重点評価事項を記載する必要がある。

(4) 届出の流れ

標準契約の届出による個人情報の域外移転の要件を満たす個人情報取扱者は、標準契約の届出の3か月前以内に個人情報域外移転保護影響評価を行った上、標準契約が締結されてから10業務日以内に届出を行う必要がある。本ガイドラインでは、省級インターネット情報弁公室は、届出資料を受領した後、15業務日以内に、資料の確認を完了し、かつ個人情報取扱者に届出の結果を通知すべきことを定めた。また、届出の結果は、承認、不承認に分かれ、届出が承認された場合、省級インターネット情報弁公室は、届出番号を発行する。届出が不承認となった場合、個人情報取扱者は、届出不承認の通知及び原因を受領することとなり、資料の補完を要求されたときは、個人情報取扱者は、資料を補完し、かつ10業務日以内に再度提出する必要がある（3条2項）。

(5) その他

本ガイドラインでは、届出に関する相談窓口（電子メール、電話番号）も公表されている（4条）。

（全4条）

2. 「商用暗号管理条例（改正）」⁵

国务院 2023年4月27日公布、2023年7月1日施行

執筆担当：柴 巍、塩崎 耕平、福島 翔平

国务院は、2020年1月1日に施行された「暗号法」における商用暗号の規定を踏まえ、「商用暗号管理条例（改正）」⁶を公布した。

⁵ 原文「商用密码管理条例」

⁶ [本ニュースレターNo.315（2019年11月29日発行）](#)をご参照。

中国最新法令 < 速報 >

本条例では、「暗号法」施行以降、同法と現行の「商用暗号管理条例」との間で生じていた規定間の齟齬や矛盾を解消が図られている。また、本条例は、「暗号法」における商用暗号の規定をより詳細かつ具体的に規定している。本条例により、商用暗号に対する審査鑑定の対象が明確になり、商用暗号の輸入手続がより明確になったといえる。

(1) 商用暗号の定義、適用範囲

「商用暗号管理条例（改正）」（以下「本条例」という。）では、商用暗号を「特定変換の方法を通じ、国家秘密に属さない情報等の暗号化保護、安全認証を行う技術、製品、及びサービス」⁷と明確に定義している（2条2号）。また、中国国内での商用暗号の科学研究、製造、販売、サービス提供、検査測定、認証、輸出入、応用等が本条例の適用対象である（2条1号）。

商用暗号技術は、法律や行政法規等により商用暗号を使用して保護することが求められるネットワーク及び情報システムにおいて使用される暗号アルゴリズム、暗号プロトコル、暗号鍵管理システム等をいうと考えられる（9条）。この点、現行の「商用暗号管理条例」（以下「旧条例」という。）においては、「商用暗号技術は国家秘密である」と明文で規定されており（旧条例3条）、国により管理されていた。本条例においては、当該内容が削除され、「暗号法」同様、行政機関による強制的な商用暗号技術の取得が禁止された（7条3項）。今後、商用暗号がより多くの分野において応用されることが期待されている。

(2) 商用暗号技術に対する国家暗号管理部門の審査鑑定

旧条例において、当局の審査鑑定の対象は、「商用暗号の科学研究成果」と規定されており不明確であった（旧条例6条）。本条例において、審査鑑定の対象は「法令等により使用が求められるネットワーク及び情報システムにおいて使用される暗号アルゴリズム、暗号プロトコル、暗号鍵管理システム等の商用暗号技術」と明記された（9条）。

そして、ネットワーク安全等級別保護に関する法令等⁸や重要情報インフラ安全保護に関する法令等⁸において、商用暗号の使用が必要となる場面が詳細に規定されており、上記規定により審査鑑定の対象が一層明確になった。

⁷ 「商用暗号輸入許可リスト」においては、暗号化措置の施された電話機や暗号化措置の施されたVPN機器等が掲載されており、「商用暗号輸出管理リスト」においては、暗号演算、鍵管理、乱数生成などの機能を実装した集積回路チップ、暗号機、暗号化措置の施されたVPN機器等が掲載されている。

⁸ 「情報安全技术 ネットワーク安全等級制保護基本要求」（GB/T 22239-2019）において、各等級について暗号技術・製品の使用が必要な場面が規定されており、「ネットワーク安全等級制保護及び重要情報インフラ安全保護制度の徹底実施の指導意見」において、3級以上のネットワークの場合における暗号技術の使用と重要情報インフラにおける暗号の保護に関する規定が置かれている。また、現時点で正式な法令として公表されていないものの、「ネットワーク安全等級別保護条例（意見募集稿）」においても、暗号の使用に関する規定が置かれている。

中国最新法令 < 速報 >

(3) 商用暗号の輸出入

「暗号法」では、商用暗号の輸出入規制が規定されており、①国家安全、社会公共利益に関わり、かつ暗号化保護の機能を有する商用暗号について、商用暗号輸入許可リストに掲載し、輸入許可制を実施すること、②国家安全、社会公共利益に関わり、又は中国が国際義務を負う商用暗号について、商用暗号輸出管理リストに掲載し、輸出管理を実施することが規定されている（「暗号法」28条1項、本条例31条）⁹。本条例では、輸出入手続の詳細を規定しており、これらのリストに掲載された商用暗号については、国务院商務主管部門に対して輸出入許可証を申請し、税関に対して輸出入許可証を提出して輸出入することとされている（32条、33条）。

なお、商用暗号の輸出入について、2021年1月1日に施行された「商用暗号輸入許可リスト」及び「商用暗号輸出管理リスト」においても、規制対象とされる製品、申請書類、手続等が明記されている。

(4) 商用暗号の応用に対する促進等

本条例では、商用暗号の新たな分野への応用に対する支持（36条）、国による商用暗号促進調整体制の構築、商用暗号の応用に対する統括指導の強化（37条）等、商用暗号の応用を促進するための規定も置かれている。

特に、重要情報インフラ運営者については、「暗号法」上の規定に基づき、適法に商用暗号を用いて施設の保護を行い、商用暗号の応用案を作成し、必要な資金及び人員を配置し、同時に商用暗号の保障システムの企画、建設、運用を行い、商用暗号の安全性評価を自ら又は商用暗号検査測定機構に委託して実施しなければならない、とされている（38条1項）。

また、一般のネットワーク運営者についても、国のネットワーク安全等級制保護要求に従い、商用暗号を使用してネットワークの安全を保護しなければならない、とされている（41条）。

(全67条)

II. 注目法令等の紹介

1. 「ネットワーク安全標準プラクティスガイドーネットワークデータ安全リスク評価実施手引き」¹⁰

全国情報安全標準化技術委員会 2023年5月29日公布 同日施行

執筆担当：張 超、森 康明、五十嵐 充

全国情報安全標準化技術委員会は、データ取扱者や第三者機構によるデータ安全評

⁹ なお、大衆向け消費類製品に採用する商用暗号は、輸入許可及び輸出規制制度の対象から除外されている（暗号法28条2項、本条例31条3項）。

¹⁰ 原文「网络安全标准实践指南—网络数据安全风险评估实施指引」

中国最新法令〈速報〉

価の実施を指導し、主管部門による検査評価の参考とするため、ネットワークデータ安全リスク評価の技術的指導文書として、ネットワーク安全法、データ安全法及び個人情報保護法等の関連法規に基づいて本手引きを公布した¹¹。

本手引きは、リスク評価の考え方、データ安全の管理及び技術・データ処理活動の安全・個人情報保護の観点におけるリスク評価の詳細、評価プロセスと手法を明確に定めた（3条）。また、本手引きは、ネットワークデータ安全リスク評価のプロセスを①評価前の準備（4条）、②情報調査研究（5条）、③リスク識別（6条）、④総合分析（7条）及び⑤評価の総括（8条）という五段階に分け、各段階における作業手順、作業内容と報告書等の主要な成果物の様式等を明確に定めることによって、データ取扱者や第三者機構に対し利用可能で明確なリスク評価のガイドラインを提供している。

（全8条）

2. 「ヒト遺伝資源管理条例实施细则」¹²

科学技术部 2023年5月26日公布、2023年7月1日施行

執筆担当：張 雪駿、森 琢真、水本 真矢

2019年に公布・施行された「ヒト遺伝資源管理条例」（以下「管理条例」という。）は、ヒト遺伝資源の定義、その採集、保存、利用、対外提供等の認可又は届出、國務院科学技術行政部門による監督管理等を定めている¹³。この度公布・施行された「ヒト遺伝資源管理条例实施细则」（以下「本実施細則」という。）は、主に以下のとおり管理条例の内容を明確化した。

① ヒト遺伝資源の定義

管理条例によれば、ヒト遺伝資源には、ヒト遺伝資源材料¹⁴及びヒト遺伝資源情報¹⁵が含まれる（管理条例2条1項）。本実施細則は、ヒト遺伝資源情報には臨床データ¹⁶、画像データ、タンパク質データ及び代謝データが含まれないことを明確にした（本実施細則2条3項）。

② 外国の組織等の定義

管理条例によれば、外国の組織、個人及びそれらが設立した機構又はそれらが実質的に支配する機構（以下「外国の組織等」という。）は、中国国内において中国のヒ

¹¹ 本手引きの意見募集稿に関しては、[本ニュースレターNo.398（2023年5月12日発行）](#)をご参照。

¹² 原文「人类遗传资源管理条例实施细则」

¹³ なお、管理条例の他、「生物安全法」（[本ニュースレターNo.339（2020年10月30日発行）](#)）をご参照。）も、ヒト遺伝資源の採集、保存、利用、対外提供等の活動に対する、中国政府による管理、監督及び安全の保障について定めている。

¹⁴ ヒト遺伝資源材料とは、人体のゲノム、遺伝子等の遺伝物質を含む器官、組織、細胞等の遺伝材料をいう（管理条例2条2項）。

¹⁵ ヒト遺伝資源情報とは、ヒト遺伝資源材料の利用において発生するデータ等の情報資料をいう（管理条例2条3項）。

¹⁶ また、2022年4月15日科技部による解答によれば、臨床画像データ（例えば、CT、MRI等）の採集及び対象層遺伝子研究に関わらない臨床データ（例えば、血液一般検査等の一般検査情報、身長体重等の成長指標、アンケート調査、画像結果データ等）は、ヒト遺伝資源の採集に該当しない。

https://www.most.gov.cn/tztq/202204/t20220415_180263.html

中国最新法令 < 速報 >

ト遺伝資源を採集し、保存してはならず、中国のヒト遺伝資源を中国国外に提供してはならない（管理条例7条）。

本実施細則は、外国の組織、個人が設立又は実質的に支配する機構の定義¹⁷を定めつつ（本実施細則12条）、香港・マカオに設立された、中国内資が実質的に支配する機構を外国の組織等から排除した（本実施細則11条1項）。

③ 薬品・医療機器上市許可に関する国際協力科学研究の例外の適用条件

管理条例によれば、外国の組織等による中国のヒト遺伝資源の利用は、中国の科学研究機構等と共同で行わなければならない（管理条例21条）、かつ当局による認可を受けなければならない（管理条例22条）。ただし、例外として、薬品及び医療機器の中国における上市許可を取得するために、臨床機関が中国のヒト遺伝資源を利用して国際協力による臨床試験を実施し、ヒト遺伝資源材料の国外持出には関わらない場合、事前届出で足りる（管理条例22条2項）。本実施細則は、上記例外の適用条件¹⁸及び届出資料等を明確にした（本実施細則32条、52条）。

④ 国外提供の事前報告制度

管理条例によれば、ヒト遺伝資源情報を外国の組織等に提供し又は開放して使用させる場合、当局に対して届出を行い情報バックアップを提供しなければならない（管理条例28条）。本実施細則は、かかる届出を管理条例第4章の規定が適用されない事前報告とし、また、事前報告の内容を明確にした（本実施細則36条）。

（全78条）

Ⅲ. その他の法令等一覧

2023年5月23日から2023年6月2日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「医療機器取扱品質管理規範（改正草案意見募集稿）」

（原文：医疗器械经营质量管理规范（修订草案征求意见稿））

（国家薬品监督管理局総合司、2023年5月29日公布、意見募集期限2023年6月29日）

¹⁷ 具体的には、①外国の組織、個人が直接又は間接に50%以上の株式、持分、議決権、財産持分又はその他類似する権益を有する場合、②外国の組織、個人が直接又は間接に50%以上の株式、持分、議決権、財産持分又はその他類似する権益を有しないが、その有する議決権又はその他権益が機構の意思決定、管理等の行為に対して支配又は重大な影響を与えることができる場合、③外国の組織、個人が投資関係、契約又はその他の手配によって、機構の意思決定、管理等の行為に対して支配又は重大な影響を与えることができる場合、④法律、行政法規、規則に定めるその他場合が該当する。

¹⁸ 具体的には、①関連するヒト遺伝子資源の採集、検査、分析及び余剰ヒト遺伝子資源材料の処理等が中国関連部門において届け出た臨床医療衛生機構で行われる場合、又は②関連するヒト遺伝子資源が中国関連部門において届け出た臨床医療衛生機構で行われ、かつ薬品及び医療機器の上市許可実験計画に定める国内機構において検査、分析及び余剰ヒト遺伝子資源材料の処理が行われる場合のいずれかに該当する場合、審査認可の代わりに事前届出で足りる。一方、上市許可における臨床実験の探索性研究部分は、なお審査認可が必要とされる。

中国最新法令 < 速報 >

2. 「**薬品・医療機器・保健食品及び特殊医学用途調合食品広告審査監督管理規則（意見募集稿）**」
（原文：药品、医疗器械、保健食品、特殊医学用途配方食品广告审查管理办法（征求意见稿））
（国家市場監督管理総局、2023年5月29日公布、意見募集期限2023年6月28日）
3. 「**検査測定機構資質認定審査準則**」
（原文：检验检测机构资质认定评审准则）
（国家市場監督管理総局、2023年5月30日公布、2023年12月1日実施）
4. 「**有限空間作業安全に関する規定（意見募集稿）**」
（原文：有限空间作业安全规定（征求意见稿））
（緊急対応管理部、2023年5月31日公布、意見募集期限2023年6月29日）
5. 「**港灣法（改正意見募集稿）**」
（原文：港口法（修订征求意见稿））
（交通運輸部、2023年5月31日公布、意見募集期限2023年6月30日）
6. 「**ネットワーク安全標準プラクティスガイド 顔認識支払う場面において個人情報保護安全要求（意見募集稿）**」
（原文：网络安全标准实践指南——人脸识别支付场景个人信息保护安全要求（征求意见稿））
（全国情報安全標準化技術委員会秘書処、2023年5月23日公布、意見募集期限2023年6月6日）
7. 「**安全評価機構の監督管理のさらなる強化に関する指導意見（意見募集稿）**」
（原文：关于进一步加强安全评价机构监管的指导意见（征求意见稿））
（緊急対応管理部計画財務司、2023年5月23日公布、意見募集期限2023年6月23日）
8. 「**工業領域データ安全標準システムの構築に関するガイドライン（2023年版）（意見募集稿）**」
（原文：工业领域数据安全标准体系建设指南（2023版）（征求意见稿））
（工業情報化部科技司、2023年5月22日公布、意見募集期限2023年6月22日）
9. 「**国家計量技術規範管理規則（意見募集稿）**」
（原文：国家计量技术规范管理办法（征求意见稿））
（国家市場監督管理総局、2023年5月22日公布、意見募集期限2023年6月21日）
10. 「**税関による保税倉庫及び保税貨物に対する管理規定(改正)**」、「**税関による輸出監督管理倉庫及びその保管貨物に関する管理規則（改正）**」、「**輸出入商品抜取検査管理規則（改正）**」
（原文：海关总署关于修改部分规章的决定（海关总署第263号令）海关对保税仓库及所存货物的管理规定、海关对出口监管仓库及所存货物的管理办法、进出口商品抽查检验管理办法）
（税関総署、2023年5月15日公布、2023年6月22日実施）

中国最新法令 < 速報 >

セミナー情報

- セミナー 『グローバルデータコンプライアンス～世界各国のデータ保護法の最新動向～（第7回第1弾）』
視聴期間 2023年4月26日（水）～2023年10月30日（月）配信
講師 森 規光、細川 怜嗣、崔 俊
主催 森・濱田松本法律事務所
【お申込みに関して】
会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』
開催日時 2023年6月30日（金）13:30～16:30
講師 五十嵐 充
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『第60回 カーブアウト M&A の現在地と留意点～複雑な多国籍カーブアウト事例を題材に解説～』
開催日時 2023年7月11日（火）15:30～17:00
講師 佐藤 典仁
主催 株式会社レコフデータ

NEWS

➤ 札幌オフィス開設のお知らせ

今般、当事務所は、札幌オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、現在、北海道の案件につきましても、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、企業法務を中心とした分野において、より近接した拠点からのサポートを期待するとの声をいただいております。当事務所は、このようなご要望・ご期待にお応えして、きめ細やかなサポートを行うべく、今般、北海道札幌市に新たな拠点を設けることといたしました。

札幌オフィスには、M&A、会社法関連業務、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士及びアソシエイト弁護士が所属いたします。

中国最新法令 < 速報 >

札幌オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡及び高松）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタオフィス及び 2023 年秋の業務開始を予定しておりますニューヨークオフィス）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

札幌オフィスの開設については、開設に必要となる諸手続を経た上、2023 年 9 月又は 10 月のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com